

公 示 日：2025 年 6 月 18 日（水）

調達管理番号：25a00211

国 名：モーリタニア

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：モーリタニア国獣医・畜産能力強化アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務：獣医・畜産能力強化アドバイザー
- （２） 格 付：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１） 全体期間：2025 年 8 月上旬から 2027 年 7 月下旬
- （２） 業務人月：現地業務 12.00、準備業務・整理業務 2.75、合計 14.75
- （３） 業務日数：
 - ・ 第 1 次：準備・整理業務 10 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 2 次：準備・整理業務 10 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 3 次：準備・整理業務 5 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 4 次：準備・整理業務 5 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 5 次：準備・整理業務 5 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 6 次：準備・整理業務 5 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 7 次：準備・整理業務 5 日、現地業務 45 日
 - ・ 第 8 次：準備・整理業務 10 日、現地業務 45 日
 - ・ 計 準備・整理業務 55 日、現地業務 360 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。

２）第２回（契約締結後１３ヵ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

（５）部分払いの設定^１

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２５年度（２０２６年２月頃）

２）２０２６年度（２０２７年１月頃）

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：１部

（２）見積書提出部数：１部

（３）提出期限：２０２５年７月２日（水）（１２時まで）

（４）提出方法：電子データのみ

☆ 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

^１ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 11 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	家畜衛生・獣医分野
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	フランス語または英語

5. 条件等

- （１）参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

モーリタニア畜産業は、同国の労働人口の16%が従事する基幹産業であり、GDPの17%を占める（モーリタニア国家統計局、2019年）。また同国の家畜飼養頭数は、合計4,267万頭（うち羊37%、ヤギ25%、牛5%、ラクダ3%、鶏28%）と、周辺国やアフリカの他の畜産国と比べても非常に多く、宗教行事のための家畜生体として75万頭を輸出している（モーリタニア畜産統計、2021）。一方で、家畜の生産性が低いことや同国内のサプライチェーンが整備されていないことから、豊富な畜産資源を活かせておらず多くの畜産品を海外からの輸入に依存しており、食料安全保障上のリスクが懸念されている。

そのため同国政府は、地方セクター開発戦略（Stratégie de Développement du Secteur Rural Horizon : SDSR、2013-2025）の戦略軸に「畜産の促進」を掲げるとともに、国家畜産開発計画（Plan National de Développement d'Élevage : PNDE、2018年～2025年）を策定し、そのビジョンとして伝統的畜産の活性化と経済への統合を掲げている。また、2021年5月に地方開発省が農業省と畜産省に分離され、その主要方針として①集約的かつ競争力のある家畜生産システムの促進、②牧草の持続可能な管理を通じた放牧システムの強化、③遺伝改良による生産性向上、④獣医サービスの能力強化、⑤ファイナンス・投資促進による開発、⑥研究・開発の推進等を挙げている。

係る状況から、同セクターに対する技術協力について畜産省からの要請を受け、JICAは2023年6月に現地調査を行った。その結果、家畜の生産性低下や死亡を引き起こす様々な重要疾病の発生を制御するための、畜産技術普及と疾病対策²に従事する人材の数と能力が不十分な状況であり、このことが遊牧民や農家の経済損失を生じさせているだけでなく国内の畜産物流通量を低下させていることが確認された。この調査結果より、畜産省の人材育成と地方事務所の機能とネットワークの強化を通じた家畜衛生・獣医サービスにかかる能力強化が、JICAによる協力のポテンシャルが高い分野として確認された。

これを踏まえ、同国政府から、同国畜産省の獣医・畜産サービスの能力向上のため、同分野における現場ニーズに基づいた人材育成体制を構築する技術協力の要請

² 近年モーリタニアで問題となっている家畜の疾病は、リフトバレー熱、口蹄疫、牛肺疫、小反芻獣疫、ランピースキン病等がある。出典:PVS evaluation follow-up report (WOAH, 2019)およびÉTUDE POUR LA PROMOTION DE LA CHAÎNE DE VALEUR BÉTAIL ET VIANDE ROUGE EN MAURITANIE (AfDB, 2021)

が提出された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モーリタニア国畜産省（Ministère de l' Elevage : ME）をカウンターパート（以下 C/P）機関とし、モーリタニア国における畜産セクターの家畜衛生・獣医サービスの現状や同省が策定した地方セクター開発戦略（Stratégie de Développement du Secteur Rural Horizon、2013-2025）や国家畜産開発計画（Plan National de Développement d' Elevage、2018 - 2025 ）に基づく政策の実施状況を把握した上で、セネガルを中心とした周辺国の取組も参考にしつつ、同省に対して、モーリタニア国の基幹産業である畜産業の振興を促進するため、家畜衛生に関わる獣医師や畜産技術者の人材育成基本指針および研修作成を支援する。併せて、家畜衛生分野の協力に係る他ドナーとの連携可能性を確認し、効果的な連携が期待される場合には連携方策を提案する。

具体的な担当事項は次の通りである。

（１） 第１次準備業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 8 月中旬）

- ① モーリタニア政府から提出された要請書や過去の畜産セクターに係る調査報告書、既存の文献、JICA 報告書、他ドナー報告書、モーリタニア政府作成の関連報告書等を参照し、モーリタニア国の畜産セクター及び「地方セクター開発戦略（2013-2025）Stratégie de Développement du Secteur Rural Horizon、以下 SDSR）」「国家畜産開発計画（2018～2025）Plan National de Développement d' Elevage（以下 PNDE）」の実施状況と課題を把握する。
- ② JICA 経済開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文、英文または仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA セネガル事務所にもデータを送付する。

（２） 第１次現地業務（2025 年 8 月下旬～2025 年 10 月上旬）

① ワークプランの提出・協議

現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 畜産セクターの現況確認

準備業務の中で整理した戦略や開発計画の実施状況について、現地調査を通じて確認し、畜産セクターにおける課題を整理すると共に、その中での家畜衛生・獣医サービスの位置付けを整理する。

③ 家畜衛生・獣医サービスの課題の特定

畜産省及び同省傘下の家畜衛生・獣医サービスに従事する獣医師や畜産技術者の人員数や配置状況、業務内容を整理するとともに、獣医師・畜産技術者が提供する家畜衛生分野の行政サービスに係る情報収集を行い、現場の人材が抱える課題やニーズ、優先課題を特定する。

④ 周辺国および他ドナーとの連携可能性の整理

家畜衛生分野におけるセネガルを中心とした周辺国との協力事例や他ドナーの支援事例を情報収集し、本業務における連携可能性を整理する。本業務におけるセネガル等の周辺国の家畜衛生に係る検査機関を活用した研修等も想定し、視察を行う。

⑤ 第1次現地業務の現地業務結果報告書（和文、仏文）を纏め、JICA セネガル事務所に報告を行うと共に、同報告書を JICA 経済開発部に提出する。

（3） 第1次整理業務（2025 年 10 月中旬～2026 年 10 月下旬）

① 第1次現地業務の現地業務結果報告書をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。

② 第1次現地業務にて収集された情報をもとに、本業務における今後の現地活動計画及びモーリタニアにおける家畜衛生・獣医サービス向上を目的とした人材育成基本指針案と同指針案に沿った研修計画案を作成し、JICA 経済開発部と協議・合意する。

（4） 第2次準備業務（2026 年 11 月上旬）

① ワークプラン（和文、仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA セネガル事務所にもデータを送付する

（5） 第2次現地業務（2026 年 11 月中旬～2026 年 12 月下旬）

① ワークプランの提出・協議

現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② C/P 実施体制の設定

人材育成基本指針策定・研修計画作成に向けた C/P 側の実務者とワーキンググループの任命を協議し、合意する。

③ 本業務における今後の現地活動計画の合意

第 1 次整理業務で JICA 経済開発部と協議・合意した結果に基づく本業務における今後の現地活動計画について、上記②のワーキンググループに対し説明し、合意する。

④ 人材育成基本指針案と研修計画案の協議・合意

第 1 次現地業務で抽出した問題や優先課題を解決するため、モーリタニアにおける家畜衛生・獣医サービス向上を目的とした人材育成基本指針案、及び同指針案に沿った研修計画案を作成し、研修計画の実施方法、必要な投入、体制、予算、周辺国・他ドナーとの連携可能性などについて、C/P と協議・合意を行う。

⑤ 第 2 次現地業務の現地業務結果報告書（和文、仏文）を纏め、JICA セネガル事務所に報告を行うと共に、同報告書を JICA 経済開発部に提出する。

（6） 第 2 次整理業務（2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月中旬）

① 第 2 次現地業務の現地業務結果報告書をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。併せて、JICA セネガル事務所ともデータを共有する

（7） 第 3～7 次準備業務（2026 年 1 月下旬～2027 年 1 月中旬）

第 3～7 次準備業務については、各回、研修を中心とした活動とモニタリングを継続して行うことを想定しているため、それに伴う事前の準備業務を行うこととする。なお、第 3～7 次現地業務を通じて研修計画の修正が必要とされる場合には、修正理由・項目を明らかにした上で内容を更新し、JICA 経済開発部と協議・合意する。

① 第 3～7 次現地業務渡航前にワークプラン（和文、仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。

（8） 第 3～7 次現地業務（2026 年 2 月上旬～2027 年 3 月上旬）

第 3～7 次現地業務については、研修を中心とした活動とモニタリングを継

続して行うことを想定している。

第2次現地業務で合意した人材育成基本指針と研修計画に基づき、以下の業務を行う（ただし、上記（7）記載のとおり、人材育成基本指針と研修計画を改訂した場合には、JICA 経済開発部と合意した改訂内容に沿って業務を行う）。スケジュールや研修内容は、実施状況のモニタリングを通じて確認された課題に応じて調整する。またセネガル等の周辺国の家畜衛生に係る検査機関の視察や周辺国の専門家の活用も研修活動の一環として実施することを想定する（詳細は本業務開始後に別途合意することとするが、セネガルへの視察：計2回、1週間、10人規模を想定、周辺国の専門家による指導：計2回、1週間、各1名を想定）。

① ワークプランの提出・協議

現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 獣医師のための研修講師養成研修（TOT）の実施

畜産省に在籍する獣医師を第2次現地業務で策定した研修計画における研修講師として養成するために、研修講師養成研修（TOT）の計画を策定し、セミナーやワークショップを通じた直接指導を行う。

③ 畜産省獣医師による研修計画・実施・モニタリング支援

研修講師として養成した畜産省獣医師が所掌する県の獣医師・畜産技術者に対する研修計画作成、必要な投入、予算、実施方法について助言を行う。また安全管理上渡航に支障のない範囲で、各県での研修の実施を支援するとともに、各県における実施状況をモニタリングする。

④ 研修の評価と人材育成基本指針のレビュー

研修講師養成研修、研修講師が所掌する県における研修の実践を通じた評価を行い、確認された課題や改善点をもとに、人材育成基本指針のレビューを行う。

⑤ 第3～7次現地業務の現地業務結果報告書（和文、仏文）を纏め、JICA セネガル事務所に報告を行うと共に、同報告書を JICA 経済開発部に提出する。

（9） 第3～7次整理業務（2026年3月旬～2027年4月上旬）

第 3～7 次現地業務については、各回、研修を中心とした活動とモニタリングを継続して行うことを想定しているため、それに伴う事後の整理業務を行うこととする。なお、第 7 次整理業務においては、第 3～7 次現地業務を通じて実施された研修内容の評価を通じて確認された改善点をもとに、人材育成基本指針の改定案、研修プログラム案を作成し、JICA 経済開発部と協議・合意する。

- ① 第 3～7 次現地業務帰国後に現地業務結果報告書（和文）をもとに、JICA 経済開発部に帰国報告を行い、今後の活動の方向性について打合せを行う。併せて、JICA セネガル事務所ともデータを共有する。

（１０） 第 8 次準備業務（2027 年 4 月中旬）

- ① ワークプラン（和文、仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA セネガル事務所にもデータを送付する。

（１１） 第 8 次現地業務（2027 年 4 月下旬～2027 年 6 月上旬）

- ① 人材育成基本指針の改定案及び今後のモーリタニア畜産省による取組に係る提言

第 3～7 次現地業務を通じて実施された研修内容の評価を通じて確認された改善点をもとに、人材育成基本指針の改定案を作成すると共に、今後のモーリタニア畜産省による家畜衛生サービス強化のための取組について提言を行い、ワーキンググループと協議合意する。

- ② 研修プログラム案作成

改訂された人材育成基本指針をもとに、研修講師養成研修及び獣医師・畜産技術者向け研修の中期計画について、ワーキンググループと協働し作成する。併せて、必要な投入、体制、予算、実施方法、実施内容についてもワーキンググループと協働し、これらを組み込んだ研修プログラム案として作成する。なお、周辺国や他ドナーとの連携可能性が見込める場合には、研修プログラムに組み込む。

- ③ 第 8 次現地業務の現地業務結果報告書（和文、仏文）を纏め、JICA セネガル事務所に報告を行うと共に、同報告書を JICA 経済開発部に提出する。

（１２） 第 8 次整理業務（2027 年 6 月中旬～2027 年 7 月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文、仏文）を経済開発部農業・農村開発第一グ

ループ第2チームに提出し、併せて、JICA セネガル事務所ともデータを共有する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・和文 電子データのみ（JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所へ提出）
- ・仏文 2 部（JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

第1次現地業務分は、仏文作成が対応できない場合は英文の提出で可とする

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文、仏文。提出部数は以下のとおり。

- ・和文 電子データのみ（JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所へ提出）
- ・仏文 2 部（JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

第8次現地業務結果報告書（には以下も盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・モーリタニア家畜衛生人材育成基本指針、研修プログラム
- ・モーリタニア畜産省による家畜衛生サービス強化のための取組に係る提言

(3) 専門家業務完了報告書

2027 年 7 月 30 日(金)までに提出。C/P と協働して作成した家畜衛生人材育成基本指針、研修プログラムについては、専門家業務完了報告書に参考資料として添付して提出することとする。

- ・和文 電子データのみ（JICA 経済開発部）
- ・仏文 製本（JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、JICA 拠点が存在しないモーリタニアでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・ 特殊庸人費（通訳・調査補助）：	7,200 千円
・ セミナー等実施関連費（ワークショップ、セネガル視察等）：	15,000 千円
・ 資料等翻訳費・雑費：	2,100 千円
計	24,300 千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分は2. 契約予定期間等に記載の数値を、渡航回数については合計8回を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳傭上：英語⇔仏語、希望に応じて手配あり

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との

協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供：畜産省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業農村開発第 1 グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ モーリタニア畜産分野における情報収集・確認調査報告書（2023年7月）
- ・ モーリタニア国農業、畜産、栄養分野にかかる情報収集・確認調査報告書（2023年12月）

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ること

ができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 獣医師資格を有することが求められます。

以上